

第 7 章

紛争処理手続

— 仲裁法 —

I 仲裁法

1. 検討の対象

本章は、アジア NIEs 4 カ国（韓国、台湾、香港、シンガポール）の仲裁法を、本書の対象とするところと関連の深い商事紛争の処理という視点から、したがって商事仲裁を中心にして、その概要を検討しようとするものである。

対象とする 4 カ国の仲裁法は、大陸法系の韓国法と台湾法、イギリス法系の香港法とシンガポール法の 2 グループに大別される。韓国法と台湾法、香港法とシンガポール法は、それぞれ相互に類似する部分が多いが、反面、細部においては相違する部分も少なくなく、同根の法が移植され発展した社会の違いにより、異なった部分を生じていることは興味もたれるところである。

2. 各国仲裁法の発展経過

(1) 韓 国

1957年に韓国がアメリカとの間に締結した友好通商航海条約には、仲裁の利用が盛り込まれていたところであるが、実際上は利用されず、仲裁に関す

る法制の整備も行なわれていなかった。

現行仲裁法の原型をなすものは、1966年3月16日制定公布の仲裁法（66年法律1767号）である。当時、韓国は、61年に発足した第1次経済発展5カ年計画の最終段階にあったが、韓国政府の輸出振興政策の結果、輸出額は飛躍的に増加したものの、同時に、貿易取引上の外国業者との紛争も多発することとなり、それが輸出を阻害する要因ともなることが懸念されていた。そこで、こうした貿易取引上の紛争を迅速に解決し、輸出の円滑化をはかるために仲裁制度を活用するべく本法が単行法として制定されたものである。

その後、韓国は、1973年1月30日に58年外国仲裁判断の承認および執行に関する条約（73年条約471号、以下〔ニューヨーク条約〕）の批准を行なったので、ニューヨーク条約の円滑な実施を主たる目的として、73年2月17日に仲裁法の改正が行なわれ（73年法律2537号）、今日に至っている。

(2) 台湾

現行仲裁法の原型は、1961年1月20日に公布された商務仲裁条例であり、その後82年6月11日公布の改正、86年12月26日公布の改正を経て、現行の商務仲裁条例となっている。

台湾は、1927年9月26日にジュネーブで署名された外国仲裁判断の執行に関する条約（以下〔ジュネーブ条約〕）やニューヨーク条約といった仲裁に関する国際条約には加盟していない。しかし、台湾経済の発展は著しく、国際取引も飛躍的に増加しているところから、国際取引に付随する商事紛争も多発しているところであり、その紛争の外国における仲裁による解決の結果である外国仲裁判断の台湾における承認および執行に関する法制の整備が、内外より要請されたために行なわれたのが、1982年の改正であった。

(3) 香港

従来、イギリスの植民地として香港についてはイギリス仲裁法が適用され、独自の仲裁法はなかったが、1963年に至り、当時の50年イギリス仲裁法をモデルとして、香港仲裁法が制定された。

その後、イギリスのニューヨーク条約批准に伴い改正された1975年イギリ

ス仲裁法にならって、香港仲裁法についても75年にニューヨーク条約を実施するための仲裁法の改正が行なわれた。

さらに、1979年には、ロンドンにおける国際仲裁を振興する目的で、イギリスにおいて仲裁法の大改正が行なわれたため、香港についても仲裁法の改正が検討されたが実施されなかった。

しかし、その後も香港における仲裁の実施は活発ではなかったが、中国の近代化に伴って中国の対外取引が急増することとなり、これらの取引紛争の香港における仲裁による処理の促進をはかるため、香港独自で仲裁法の改正を検討することとなった。この目的のために1980年に仲裁法検討のための委員会 (The Law Reform Commission of Hong Kong) が設立され、その検討結果を81年に報告書として公表した⁽¹⁾。

この報告書においては、仲裁を利用するビジネス関係者の意向を幅広く取り入れていたが、この報告書の内容を具体化したのが、1982年改正仲裁法である。82年改正仲裁法に至って、基本はイギリス法にならいつつもイギリス法にないいくつかの改善や特色 (例えば、調停についての法律の規定の整備) を盛り込むことになった⁽²⁾。

この法改正を受けて、実務的側面からの仲裁振興をはかるために、1985年に香港国際仲裁センターが設立されたところである。

(4) シンガポール

シンガポールが英連邦の一員として独立したのは、1965年 (自治領となったのは59年) であるが、その際に、すでにイギリス植民地時代に、50年イギリス仲裁法をモデルとして制定されていた53年仲裁法もそのまま継受している。

独立後は、1979年のイギリスにおける仲裁法の改正にならって、80年に改正仲裁法を制定したほか、86年には、ニューヨーク条約の批准に伴いこれを国内法化した外国仲裁判断法を制定している。

しかし、商事仲裁の実施はあまり活発ではなかったようで、シンガポール仲裁人協会 (the Singapore Institute of Arbitrators) が設立されたのは1981年1月のことである。

II 各国仲裁法の概要

1. 法源

(1) 韓国

①仲裁法（1966年法律1767号，改正73年法律2537号，以下〔仲裁法〕）⁽³⁾が，仲裁についての単行法であり，仲裁法の主要な法源であるが，特殊な仲裁⁽⁴⁾については，いくつかの特別法に規定されているところである。例えば，労働仲裁については，労働紛争斡旋法（81年法律3422号），公害紛争については，公害紛争調停法（71年法律2303号）などがある。

②憲法5条1項は，韓国が締結し批准した国際条約は，国内法と同一の効力をもつことを規定しているので，ニューヨーク条約および国家と他の国家の国民との間の投資紛争の解決に関する条約（ICSID条約）ならびにその他の仲裁に関する規定を含む条約（例えば，韓米友好通商航海条約）は仲裁法の法源の一部をなしている。

③仲裁に関連して渉外的な問題を検討する際には，国際私法が問題となるところであるが，主要な成文法としては，渉外私法（1962.1.15 施行法律966号）⁽⁵⁾がある。

(2) 台湾

①商務仲裁条例（1961年公布，82，86年改正，以下条例と略称する）が，仲裁に関する単行法⁽⁶⁾である。

②現状においては，台湾が加入している仲裁に関する多国間条約はない。台湾が締結している二国間条約には，仲裁に関する規定を含むものもあるかと思われるが，確認できていない。

(3) 香港

①本国であるイギリスの仲裁法をモデルとする1963年香港仲裁法 (Hong Kong Arbitration Act (Ordinance) 1963 No. 22, Chapter 341; 略称は Arbitration Ordinance) と、その改正法である次の香港改正仲裁法 (Hong Kong Arbitration (Amendment) Act (Ordinance) No. 85, 92 of 1975, No. 10 of 1982, No. 17 of 1984, No. 75 of 1985; 略称は Arbitration (Amendment) Ordinance) が、仲裁法についての主要法源である。以下本章では、63年仲裁法にその改正法の内容を織り込んだ現行仲裁法を [仲裁法]⁽⁷⁾ と称することとする。

②イギリスの1978年国家免除法 (State Immunity Act 1978)⁽⁸⁾ は、State Immunity (Overseas Territories) Order 1979により香港についても適用がある。したがって、外国の国家機関、国営企業などが香港における仲裁に同意した場合には、同法9条により黙示的に主権免除を放棄したものみなされる。

③仲裁に関連する国際条約については、1923年ジュネーブ議定書が仲裁法第1付則として、1927年ジュネーブ条約が第2付則として、ニューヨーク条約が第3付則として、仲裁法の一部となっている。

④仲裁法に規定のないものについては、イギリスの仲裁に関する貴族院 (House of Lords) と枢密院司法委員会 (Privy Council) の判例法が法源となる。イギリスの控訴院と高等法院の判例は、理論的には香港について拘束力を有しないが、説得的判例として、実務上は尊重されている。

⑤仲裁法を含め香港の現行法制は、1984年の中英共同声明により、香港が中国に返還される97年から50年間は、その存続が保障されている。

⑥法源ではないが、常設仲裁機関における仲裁に適用される仲裁規則は、仲裁においては法源に準ずる重要な機能を果たしている。香港における常設仲裁機関としては、香港国際仲裁センターがある。

このセンター独自の仲裁規則としては、国内仲裁用仲裁規則 (Rules for Domestic Arbitrations) を制定している。しかし、この国内仲裁用仲裁規則は、国際仲裁案件には適用されず (規則1条(a)), 国際仲裁案件に適用する独自の

仲裁規則は制定しておらず、国際連合国際商取引委員会仲裁規則 (UNCITRAL Arbitration Rules)⁽⁹⁾ を適用することとしている。

(4) シンガポール

①商事仲裁に関する法源としては、次のものがある。

(イ)1953年仲裁法 (Arbitration Act, Chapter 16, Singapore Statutes, 1970 Revised Edition)⁽¹⁰⁾。これは、50年イギリス仲裁法をモデルとしたものである。

(ロ)1980年改正仲裁法 (Arbitration (Amendment) Act, 1980 (No. 2 of 1980))⁽¹¹⁾。これは、79年イギリス仲裁法をモデルとしたものである。

(ハ)国際投資紛争仲裁法 (Arbitration (International Investment Disputes) Act, Chapter 17, Singapore Statutes, 1970 Revised Edition)。これは、国家と他の国家の国民との間の投資紛争の解決に関する条約 (略称、ICSID 条約) を国内法化したものである。

(ニ)外国仲裁判断法 (Arbitration (Foreign Awards) Act 1986)。これは、ニューヨーク条約を国内法化したものである。

(ホ)最高裁判所規則 69 : 仲裁手続 (Rules of the Supreme Court, Order 69, titled "Arbitration Proceedings")

②1953年仲裁法に80年改正仲裁法による改正を織り込んだものを本章では [仲裁法]⁽¹²⁾ と称することとする。

③この他に、労働仲裁に関する法律として、Industrial Relations Act (Chapter 124, Singapore Statutes, 1970 Revised Edition) がある。

④シンガポールは旧宗主国であるイギリスの法制を継受する判例法主義の国である。上記の制定法を補充する判例法は、Malayan Law Journal に掲載されている。

⑤イギリスの Privy Council (枢密院司法委員会) の判決は、シンガポールの判例法の一部をなしている。その他のイギリスの裁判所の判決は、シンガポールの判例法には含まれず、したがって、理論的にはシンガポールにおい

て法的拘束力をもたえないが、実際上は極めて有力な説得的判例として尊重される。

2. 仲裁契約

(1) 韓国

① 対象とする紛争の仲裁適格性

当事者が処分することができる私法上の法律関係についての現在または将来の紛争が、仲裁契約の対象となる（仲裁法2条1項）。したがって、特許法（1973.2.8法律2505号，86.12.31改正法律3891号），商標法（73.2.8法律2506号，86.12.31改正法律3892号），独占禁止法（80.12.31法律3320号，86.12.31改正法律3875号），破産法（62.1.20法律998号）等によって規制される法律関係についての紛争は、仲裁契約の対象となり得ない⁽¹³⁾。

② 方式：書面の必要性

次の3種類の書面のいずれかの存在が要件とされている（仲裁法2条2項）。

(イ) 仲裁契約を記載した書面に当事者が記名押印したもの（外国人については、署名があればよいとされる（1958.7.12施行法律488号））。

(ロ) 契約書中に記載された仲裁条項

(ハ) 交換された書信または電信に記載された仲裁条項

(ヘ) の場合の電信にはテレックス、ファックスなど通信手段によるものであって、通信内容についての書面が存在するものを含むと解される⁽¹⁴⁾。

③ 契約締結能力

当事者に行為能力が必要とされる。外国人については本国法により（涉外私法6条1項），外国法人については，商事会社であれば，営業所地法により（涉外私法29条），行為能力の有無が判断される。

④ 効力：訴訟の禁止

有効かつ履行可能な仲裁契約が存在する限り，訴訟の提起は禁止され（仲裁法3条），裁判所には，訴訟の提起を認める裁量の余地はない。

⑤ 分離独立性

仲裁条項を含む契約自体が無効となったり、取り消された場合であっても、仲裁条項自体の効力には影響がないことを認める仲裁条項の分離独立性については、明文の規定はないが、仲裁法10条の規定する仲裁人の手続続行権を根拠に解釈上これを認める見解がある⁽¹⁵⁾。

⑥ 失効

仲裁契約が履行不能のとき（仲裁法3条）、または、仲裁判断に関する仲裁人の意見が可否同数となったとき（仲裁法11条2項）、仲裁契約は失効する。

(2) 台湾

① 対象とする紛争の範囲：仲裁適格性

(イ)一定の法律関係またはその法律関係より生じる紛争（商務仲裁条例2条）であって、商事に関するものを対象としている（条例1条1項）。しかし、何をもって商事とするかの基準については、明文の規定はなく明確でないが、日本の商法に対応する台湾の法律の規定またはその解釈によるものとする。

(ロ)現在の紛争ばかりでなく、将来の紛争も仲裁の対象とすることができる（条例1条1項）。

② 方式：書面の必要性

(イ)仲裁契約は、書面によることが要件とされる（条例1条2項）。

(ロ)どのような書面が存在すれば、条例1条2項の要件を満たすのかについては、明文の規定なく明確でないが、単独の仲裁契約や契約書中の仲裁条項が存在すれば、書面が存在するといえるとする。しかし、往復書簡やテレックスによる仲裁契約が書面の要件を満たすのか、明確でない。

③ 効力

妨訴抗弁となる旨を規定している（条例3条）。

④ 分離独立性

この問題についての明文の規定はなく、仲裁契約の分離独立性が認められるのか明確でない。

⑤ 失効

(イ) 仲裁人の判断が過半数を得ることができないときには、仲裁人はその旨を当事者に通知し、仲裁契約に別段の約定がない限り、仲裁手続は終結するが(条例18条2項)、仲裁契約も同時に失効するものと解されている⁽¹⁶⁾。

(ロ) 仲裁人が、仲裁手続の開始を当事者に通知してから、3カ月以内に、または、必要があつて延長したときは6カ月以内に、仲裁判断を行わないときは、当事者は、仲裁手続は終結させ、即ち、仲裁契約は失効させ、当該紛争につき訴訟を開始することができる(条例12条2項)。

(3) 香港

① 対象とする紛争の範囲：仲裁適格性

この問題についての明文の規定はないが、イギリス仲裁法の原則により、詐欺による仲裁契約の締結の有無、特許権、商標権、意匠権の有効性や侵害の有無、身分法に関連する問題は、仲裁適格性がなく、仲裁契約の対象にはなりえない。

② 方式：書面の必要性

ニューヨーク条約の要件に従い、次の3種類の書面のいずれかの存在が要件とされている(仲裁法2条)。

(イ) 仲裁契約を記載した書面

(ロ) 契約書中に記載された仲裁条項

(ハ) 交換された書信または電信に記載された仲裁条項

(ニ) の場合の電信にはテレックス、ファックスなど通信手段によるものであつて、通信内容についての書面が存在するものを含むと解される。

③ 効力

(イ) 国内仲裁契約(仲裁法6A条3項)の場合には、相手方当事者より仲裁の抗弁があれば、裁判所はその裁量により、当該仲裁契約に基づく仲裁判断が行なわれるまで訴訟手続の停止を命ずることができる(仲裁法6条)。規定上は裁判所の裁量によるとなっているが、停止が必要でない理由がない限り、訴

訟手続の停止を命じている (Wharf Properties Ltd. v. Eric Cumine Associates (1984) HKLR 211)。

(ロ)国内仲裁契約でない場合(国際仲裁契約)は、当該仲裁契約が無効であるか、失効しているか、または履行不能であるときを除き、相手方当事者より仲裁の抗弁があれば、裁判所は当該仲裁契約に基づく仲裁判断が行なわれるまで訴訟手続の停止を命じなければならない(仲裁法6A条)。裁判所が、訴訟手続の停止を命ずることを義務づけられている点が、国内仲裁契約の場合と異なる。

(ハ)国内、国際仲裁契約の別を問わず、当事者の一方が略式判決(Summary Judgment)を訴求し、相手方に争うべき理由がないと認められる場合には、相手方が仲裁の抗弁を提起しても、裁判所規則14条による略式判決手続は停止されない(Schindler Lifts (Hong Kong) Ltd. v. Shui On Construction Co., Ltd., Civil Appeal No.134 of 1984)。

④ 分離独立性

仲裁契約の分離独立性は、仲裁人に付託された紛争の範囲の問題でもあるから、仲裁契約の文言による。仲裁条項の文言が、仲裁の対象となる紛争の範囲につき、“in respect of the contract”, “with regard to the contract”, “under the contract” という表現を使用して、当該契約についての広い範囲の紛争を対象としていれば、仲裁契約を含む契約自体の無効、失効、取消の主張が行なわれていても、それは仲裁人が判断すべき問題であるから、分離独立性を認め、仲裁契約自体は有効とされるとの指摘がある⁽¹⁷⁾。

(4) シンガポール

① 対象

現在ならびに将来の紛争を対象とすることができる(仲裁法2条)。

② 方式：書面の必要性

仲裁法2条は、仲裁契約につき書面を要求しているが、その書面の要件については、特別な規定を設けていない。しかし、次の3種類の書面のいずれ

かが存在すれば問題ないと解されている。

(イ) 仲裁契約を記載した書面

(ロ) 契約書中に記載された仲裁条項

(ハ) 交換された書信または電信に記載された仲裁条項

(ニ) の場合の電信にはテレックス、ファックスなど通信手段によるものであって、通信内容についての書面が存在するものを含むと解される。

③ 対象とする紛争の範囲：仲裁適格性

詐欺による仲裁契約の締結の有無の問題は仲裁契約の対象から除外される（仲裁法12条2項）。その他の問題についての明文の規定はないが、イギリス仲裁法の原則により、特許権、商標権、意匠権の有効性や侵害の有無、身分法に関連する問題は、仲裁適格性がなく、仲裁契約の対象にはなりえないと解される。

④ 仲裁契約締結能力

行為能力があれば仲裁契約は締結できると解されている。

⑤ 内容

仲裁契約の内容は、当事者が自由に約定できるところであるが、当事者がこれと異なる内容の合意をしていない限り、仲裁法付則1に定める事項が仲裁契約の内容となるものとみなしている（仲裁法6条）。

⑥ 効力

(イ) 書面による仲裁契約が存在する場合は、相手方当事者より仲裁の抗弁があれば、裁判所はその裁量により、当該仲裁契約に基づく仲裁判断が行なわれるまで訴訟手続の停止を、裁判所の裁量により命ずることができる（仲裁法7条）。

(ロ) 外国仲裁判断法が適用される仲裁契約の場合（国際仲裁契約；外国仲裁判断法4条）は、相手方当事者より仲裁の抗弁があれば、裁判所は、当該仲裁契約が無効であるか、失効しているか、または履行不能であるときを除き、裁判所が妥当と判断する条件を付して、当該仲裁契約に基づく仲裁判断が行なわれるまで訴訟手続の停止を命ずるか、または場合によっては当該紛争に

関連する訴訟手続のいくつかにつき停止を命じ、合わせて、仲裁契約に従い仲裁手続を開始することを命じなければならない（外国仲裁判断法4条3項）。

当該仲裁契約が無効であるか、失効しているか、または履行不能であるかを判断する準拠法は、次のとおりである（外国仲裁判断法4条4項）。

(a) 当事者が指定した仲裁契約の準拠法

(b) (a)がなければ、仲裁判断が作成されるべき国（仲裁地）の法

(c) (a)も(b)もなければ、シンガポールの国際私法により決定される準拠法
裁判所が、訴訟手続の停止を命ずることを義務づけられている点が、国内仲裁契約の場合と異なる。

⑦ 分離独立性

仲裁契約の分離独立性については、明文の規定はない。しかし、イギリス仲裁法の原則にならない、仲裁契約の文言によるものと解される。

仲裁条項の文言が、仲裁の対象となる紛争の範囲につき、“in respect of the contract”, “with regard to the contract”, “under the contract” という表現を使用して、当該契約についての広い範囲の紛争を対象としていれば、分離独立性を認め、仲裁契約を含む契約自体の無効、失効、取消の主張が行なわれていても、それは仲裁人が判断すべき問題であるから、仲裁契約自体は有効とされるとの指摘がある⁽¹⁸⁾。

3. 仲裁人

(1) 韓国

① 選任方法と人数

仲裁人の選任方法および人数は、当事者が仲裁契約により自由に決定できる（仲裁法4条1項）。

当事者が、仲裁契約において約定していないときには、次のいずれかの方法によることとなる。

(i) 仲裁の対象である紛争の基礎をなす法律関係が商行為によるもの（商事

仲裁)であるときは、大韓商事仲裁院商事仲裁規則(以下[規則])による(仲裁法4条3項)⁽¹⁹⁾。その場合には、仲裁人の人数は3名となる(規則23条)。

(ロ)商事仲裁でないときは、各当事者が1名の仲裁人を選任する(仲裁法4条2項)。

(ハ)当事者が約定または仲裁法の規定に基づく仲裁人の選任を行なわない場合には、一定の催告後に、管轄裁判所が選任する(仲裁法4条4、5項)。

② 資格

仲裁法5条に規定する事由(欠格事由)に該当する者は、仲裁人になることができない(仲裁法5条)。外国人であっても、この欠格事由に該当しなければ、仲裁人となることができる。

③ 忌避

次の場合には、当事者は、仲裁人の忌避の申立てを管轄裁判所に対して行なうことができる(仲裁法6条)。

(イ)仲裁人と当事者との間に民事訴訟法37条に規定する特定の関係がある場合

(ロ)仲裁人に仲裁の公平を妨げるような事情があり(民事訴訟法39条1項)、まだ仲裁人の面前で陳述をしていない場合

(2) 台湾

① 選任方法と人数

(イ)1名または奇数名の仲裁人であれば、仲裁契約において人数は自由に定めることができる(条例1条1項)。

(ロ)仲裁契約において約定していなければ、3名制となる(条例4条1項)。

(ハ)仲裁人の選任方法は、仲裁契約において当事者が自由に約定できるところであり、仲裁協会⁽²⁰⁾(条例5条1項)に選任してもらうこともできる(条例6条)。

当事者の一方が、約定の方法による選任を行なわないときは、催告を行なった上で(条例8条)、裁判所による選任を相手方は申し立てることができる

(条例9条)。

(ニ)約定していなければ、各当事者が1名の仲裁人を選任し、それらの仲裁人の合意により、合意が成立しないときは裁判所により、最後の1名の仲裁人が選任される(条例4条1項)。

② 資格

仲裁人の資格については、明文の規定はない。条例5条2項が、仲裁人適格者についての訓示規定となっている。

③ 忌避

条例11条1項の忌避事由があるときには、当事者は仲裁人の忌避を裁判所に申し立てることができる。仲裁の公正を妨げるべき事情が仲裁人にある場合や、仲裁人が不当に仲裁手続を遅延する場合などが、忌避事由に該当すると条例11条1項は定めている。

(3) 香 港

① 選任方法および人数

(イ)選任方法および人数は当事者が仲裁契約により自由に定めることができるのが原則であるが、裁判所が妥当と判断する場合に、当事者の約定により選任された仲裁人が裁判所により解任されることがある(仲裁法3条)。

(ロ)当事者が、仲裁契約において仲裁人の人数につき約定していない場合には、単独仲裁人によるものとみなされる(仲裁法8条)。

(ハ)当事者双方が各々仲裁人を選任することになっている場合に、当事者の一方が仲裁人の選任を行なったにもかかわらず、その後7日以内に相手方が仲裁人の選任を約定どおり行なわないときは、当事者の一方が選任した仲裁人が単独仲裁人となる(仲裁法9条(a))。

(ニ)国連国際商取引委員会仲裁規則による場合は、各当事者による仲裁人2名、その仲裁人により選任された第三仲裁人1名、合計3名となる(5条、7条1項)。

(ホ)当事者の約定による方法または上記の仲裁法あるいは仲裁規則による方

法によって仲裁人の選任ができない場合には、裁判所が仲裁人を選任する(仲裁法12条)。

② 資格

仲裁人の欠格事由を規定する明文の規定はなく、国籍、住所、居所に関係なく自由に仲裁人を選任することができる。しかし、仲裁人の本国法により行為能力を欠く場合は、例外的に仲裁人となることができないとされる⁽²¹⁾。

国内仲裁用仲裁規則は、当事者の合意がない限り、当該紛争に利害関係を有する者または有した者は仲裁人になれないとする(8条)。国際仲裁に適用される国連国際商取引委員会仲裁法規則は、仲裁人の欠格事由を規定していない。

なお、香港の裁判官については裁判所所長の許可、また、公務員については法務長官の許可がある場合には、裁判官または公務員を仲裁人を選任することも可能である(仲裁法13A条)。

③ 忌避

次の場合には、当事者は、裁判所に対して仲裁人の忌避の申立てを行なうことができる。

(イ) 仲裁人が職務の遂行を拒否、または、できなくなった場合(仲裁法12条1項(a))

(ロ) 仲裁審理または仲裁判断の作成が不当に遅延する場合(仲裁法15条3項)

(ハ) 仲裁人の非行がある場合(仲裁法25条1項)

(4) シンガポール

① 選任方法および人数

(イ) 選任方法および人数は、当事者が仲裁契約において自由に定めることができる。しかし、仲裁契約において仲裁人の人数を約定していない場合には、単独仲裁人によるものとみなされる(仲裁法付則1(1))。

(ロ) 当事者双方が各々仲裁人を選任することになっている場合に、当事者の一方が仲裁人の選任を行なったにもかかわらず、その後7日以内に相手方が

仲裁人の選任を約定どおり行なわないときは、当事者の一方が選任した仲裁人が単独仲裁人となる（仲裁法9条(2)）。

(ハ)当事者の一方または仲裁人に指名された者の事由により、仲裁人選任手続が円滑に進まないときは、当事者の一方の申請により裁判所が選任することができる（仲裁法8条2項）。

② 資格

仲裁人の欠格事由を規定する明文の規定はなく、国籍、住所、居所に関係なく自由に仲裁人を選任することができる。しかし、仲裁人の本国法により行為能力を欠く場合は、例外的に仲裁人となることができないとされる。

仲裁人は公平であることが要求されるが、公平を損なうような事由があれば仲裁人になれないとの制約はない。しかし、仲裁人が公平でないか、または、公平でないと懸念される事由がある場合には、裁判所により忌避されることはある（仲裁法12条1項）。

③ 忌避

次の場合には、当事者は、裁判所に対して、仲裁人の忌避を申し立てることができる。

(イ)仲裁人が公平でないか、または、公平でないと懸念される事由がある場合（仲裁法12条1項）

(ロ)仲裁人が迅速に仲裁手続を進めない場合（仲裁法18条1項）

(ハ)仲裁人に非行がある場合（仲裁法17条1項）

(ニ)仲裁契約が当事者の一方の詐欺によって締結されたものと裁判所が判断した場合（仲裁法12条2項）。

4. 仲裁手続

(1) 韓 国

① 原則：当事者の合意による

(イ)当事者は、仲裁契約において、仲裁手続につき合意をなすことができ

(仲裁法7条1項)、その合意の内容が仲裁人を拘束する。仲裁人が、この合意に違反したときは、仲裁判断の取消原因となる(仲裁法13条1項1号)。

(ロ)当事者の合意のない事項については、仲裁法の定めるところがあれば、それによるが、仲裁法の定めもないときには、仲裁人の判断による(仲裁法7条2項)。

(ハ)仲裁人の仲裁手続についての決定方法に関しても、当事者の合意があればそれによるが、当事者の合意がなければ、仲裁判断の場合に準じて仲裁人の過半数により決定すべきであると考ええる。

② 仲裁地

仲裁地は仲裁手続の一環であるから、当事者の仲裁地についての約定があれば、この仲裁地による(仲裁法7条1項)。当事者による約定がない場合の仲裁地の決定について、仲裁法は規定していないので、仲裁人が決定することになる(仲裁法7条2項)。

当事者が仲裁地を指定していなくても、大韓商事仲裁院が諸外国の常設仲裁機関との間において締結している商事仲裁協定によることを当事者が合意している場合には、当該商事仲裁協定により仲裁地の決定が行なわれる。例えば、国際商事仲裁協会との商事仲裁協定⁽²²⁾によれば、仲裁地は原則として被申立人の国となる。

③ 審問による審理

仲裁審理は、当事者の審問によるのが原則であり、書面審理は、商事仲裁につき当事者が合意した場合にしか認められない(仲裁法8条1項、13条2項)。

④ 証人、鑑定人の審問

仲裁人は、任意に出頭した証人または鑑定人を審問する権限はあるが(仲裁法8条2項)、証人または鑑定人に宣誓をさせたり、出頭を強制する権限はない。これらを必要とする場合には、仲裁人または当事者は、裁判所の協力を得ることができる(仲裁法9条)。

⑤ 仲裁手続における弁護士起用

当事者の代理人としての弁護士の選任が認められており、これが否定され

た場合は、仲裁判断の取消原因となる（仲裁法13条1項2号後段）。

⑥ 証拠法による規制

仲裁人は、証拠法により規制されることなく判断を行なうことができる。仲裁法には明文の規定はないが、大韓商事仲裁院商事仲裁規則41条5項は、「仲裁人は、提出された証拠の信憑性と重要性を自由心証により判断する」と規定する。

⑦ 裁判所の協力

仲裁人が仲裁判断に必要と認める行為で、仲裁人が直接行なうことができないものについては、仲裁人または当事者は、裁判所の協力を得ることができる（仲裁法9条）。

⑧ 仲裁人の手続続行権

当事者が仲裁手続の違法を主張しても、仲裁人は仲裁手続を続行して、仲裁判断を行なうことができるので（仲裁法10条）、仲裁手続の迅速が損なわれることはない。

⑨ 仲裁手続中における和解

仲裁手続中に当事者が和解した場合の取扱については、仲裁法に明文の規定はないが、当事者の要請があるときは、仲裁人は、その裁量により、和解の内容を仲裁判断とすることができる（仲裁規則17条3項）。

(2) 台湾

① 原則

(イ) 仲裁手続については、当事者が仲裁契約において自由に約定できるのか、明文の規定はなく疑問は残るが、当事者による約定を前提としている規定（例えば、条例12条）もあることや仲裁制度の本質からみて、条例の強行規定に反しない限度において、当事者の自由に約定できるところであると考えられる。

(ロ) 仲裁手続につき、当事者間に約定がない場合または約定していない事項がある場合には、条例により、条例の規定もないときは、仲裁人の判断による。

② 始期および終期

(イ)当事者による約定がない限り、仲裁人は、次により仲裁手続を開始しなければならない(条例12条1項)。

現在の紛争についての仲裁：仲裁人選任の通知から10日以内

将来の紛争についての仲裁：紛争発生から10日以内

将来の紛争についての仲裁とは、仲裁契約において将来の紛争についての仲裁人を特定しておいた場合を指すものと解される。

(ロ)両当事者への仲裁手続開始の通知の日から、3カ月以内、または、必要な場合には3カ月延長して合計6カ月以内に仲裁手続を終了し、仲裁判断を行わなければならない(条例12条1項)。この期間内に、仲裁人が、仲裁判断を行わないと、当事者は仲裁契約を失効させて、訴訟を開始することができる(条例12条2項)。

③ 仲裁審理

(イ)仲裁人は、当事者を尋問してその意見を聞き、当該事件について調査することを義務づけられている(条例13条)。仲裁人がこれに違反すると、仲裁判断の取消原因となる(条例23条1項3号)。したがって、書面審理による仲裁は認められない。

(ロ)仲裁人は、承認また鑑定人を審問することはできるが、宣誓をさせることはできない(条例15条)。宣誓を必要とする場合は、裁判所の協力を要請することができる(条例16条1項)。

(ハ)仲裁人は、当事者が仲裁手続に対して異議を申し立てても、仲裁手続を続行して仲裁判断をする手続続行権がある(条例17条)。

④ 仲裁手続における代理人の起用

当事者は、弁護士を含め任意の者を代理人として起用することが認められており(条例14条1項)、これが否定された場合は、仲裁判断の取消原因となる(条例23条1項3号)。

⑤ 仲裁手続についての仲裁人の決定

明文の規定はないが、当事者が自由に決定方法を約定できるところである

と解される。当事者の約定がない場合には、仲裁判断の場合（条例18条2項）に準じて、仲裁人の過半数によるものと解される。

⑥ 仲裁手続中における和解

仲裁手続中に当事者が和解した場合、仲裁人は和解書を作成しなければならず、和解書は仲裁判断書と同一の効力を有する（条例28条）。

(3) 香 港

① 原則：当事者の合意による。

仲裁審理につき仲裁人が遵守すべきことにつき仲裁法中には特別の規定はない。したがって、仲裁人は、当事者の一方に偏ることなく公正に、かつ、仲裁契約により授權された権限を逸脱することなく仲裁審理を行なうという原則を遵守する限り、仲裁審理上の問題はその裁量によって判断し決定することができる（仲裁法14条1項）。

② 仲裁人の判断

単独仲裁人である場合には仲裁人間の意見の不一致は問題となる余地はないが、複数の場合には問題となる。問題となる場合の措置については、当事者が自由に約定できるところであるが、約定がなかったときにつき、仲裁判断についての意見の不一致の場合の措置を類推適用する⁽²³⁾。

③ 仲裁地

仲裁地の決定について、仲裁法には規定はなく、当事者の自由に決定できるところである。しかし、国内仲裁用仲裁規則による場合には、香港が仲裁地となる。

国連国際商取引委員会仲裁規則による場合には、当事者が指定した仲裁地がないときは、仲裁人が決定する（16条）。

④ 証拠調べ

(イ) 証拠法の適用

仲裁法には、仲裁人が証拠法を適用すべきであるかどうかについての明文の規定はないが、証拠法を適用すべきであり、証拠法に反する仲裁人の行為

は仲裁人の非行の一つに該当し、仲裁判断の取消原因になると解されている⁽²⁴⁾。

(ロ)仲裁契約に別段の合意がない限り、当事者は、宣誓の上仲裁人に対して証言を行ない、その所持または支配する文書を提出すべき義務がある(仲裁法14条1項)。

仲裁人は、当事者以外の証人に対しては、その出頭を強制する権限を有しないが、必要な場合には、裁判所に申請することにより、証人の出頭命令及び書類の提出命令を発令してもらうことができる(仲裁法14条4項)。

仲裁人は、当事者が申請する鑑定人の証言を審理するほか、仲裁人自身の必要があれば、その他の鑑定人の証言を求めることができる。

仲裁人は、自分自身の専門家としての知識や経験を判断に際し使用することはできるが、その場合には、その使用を当事者に事前に開示し、当事者に反対意見を申し述べる機会を与えることが必要とされる⁽²⁵⁾。

⑤ 仲裁手続中の法律問題についての司法審査⁽²⁶⁾

(イ)仲裁人手続中の法律問題については、仲裁人が適用すべき法または準拠法を基準として結論をだしていくのが原則である。

(ロ)しかし、当事者全員が同意するとき、または、仲裁人が同意しており、かつ特定の要件を満たすときには、当事者の申立てにより裁判所が、仲裁手続中の法律問題についての結論を示すことができる。仲裁人は、裁判所の示した結論に従って、仲裁手続を進めていくことになる。

(ハ)除外契約：仲裁手続に対する司法審査の除外

特定の場合については、当事者間の除外契約により、仲裁手続に対する司法審査を除外することが可能である(仲裁法23B条)。

⑥ 仲裁人による仮処分命令または中間仲裁判断

仲裁審理において、仲裁人または審判人は、必要と判断するすべてのことをなす権限を有する(仲裁法14条1項)。したがって、仲裁人は、仲裁費用についての担保の差入れ、仲裁判断の履行を保障するための担保の差入れ、当事者の所有または支配下にある物品の差押えまたは処分につき、命令または

中間仲裁判断を行なうことができると解されている⁽²⁷⁾。

なお、裁判所も上記の仲裁人と同様の権限を有している（仲裁法14条6項）ので、仲裁人と裁判所の権限が競合するわけであるが、当事者は、まず仲裁人にその権限の行使を要請し、それで目的を達しえないときに、裁判所に要請すべきであるとされる⁽²⁸⁾。

⑦ 仲裁人による特定履行命令

当事者が仲裁契約において異なる合意をしていない限り、仲裁人は、すべての契約について特定履行を命ずる権限を有する（仲裁法17条）。

⑧ 代理人および補佐人：弁護士による代理

仲裁審理における当事者の代理人または補佐人については、仲裁法上の制約は一切ないので、弁護士はもちろんいかなる者を代理人または補佐人に任命しようと自由である。

⑨ 審理引延ばしへの対策

(イ) 裁判所による仲裁手続終了命令

仲裁契約に別段の定めがない限り、申立人には仲裁手続を誠意を以て遂行する義務があるとされる。したがって、申立人が、この義務に違反して、仲裁手続の進行を不当に引き延ばすときには、仲裁人または相手方当事者の申立てにより、裁判所は、当該仲裁手続の終了命令を発令し、審理の引延ばしをはかった当事者に対して、当該紛争につき改めて仲裁手続を申し立てることを禁止することができる（仲裁法29A条）。裁判所が、この命令を発令するのは、仲裁手続の申立人が、故意に審理の引延ばしをはかり、仲裁人の指示に対しても従わないといった場合や、遅滞が異常に長期にわたり当該紛争の公正なる審理が困難とみられるような場合であると解されている⁽²⁹⁾。

(ロ) 当事者一方の欠席のまま審理を続行する権限の仲裁人への付与

当事者の一方が仲裁人または審判人の命令した期限を遵守しない場合、仲裁人、審判人または相手方当事者の申立てにより、裁判所は、当事者一方の欠席のまま仲裁審理を続行する権限を仲裁人または審判人に付与する命令、または、当事者の一方が欠席の場合に裁判所が訴訟を継続すると同様な方法

で仲裁審理を継続する権限を仲裁人または審判人に付与する命令を発令することができる（仲裁法29A条）。

(ハ) 仲裁規則による対策

国内仲裁用仲裁規則21条及び国連国際商取引委員会仲裁規則28条は、いずれも、当事者の一方の懈怠にもかかわらず、仲裁審理を続行する権限を仲裁人に付与している。

⑩ 仲裁手続の併合

事実や法律問題が共通するなど併合することが妥当であると裁判所が判断する理由がある場合には、裁判所は、それらの複数の仲裁手続の併合を命ずる権限がある（仲裁法6B条）⁽³⁰⁾。

(4) シンガポール

① 原則：当事者の合意による

仲裁審理につき仲裁人が遵守すべきことにつき仲裁法中には特別の規定はない。したがって、仲裁人は、当事者の一方に偏ることなく公正に、かつ、仲裁契約により授権された権限を逸脱することなく仲裁審理を行なうという原則を遵守する限り、仲裁審理上の問題はその裁量によって判断し決定することができる。

② 仲裁地

仲裁地の決定については、仲裁法には規定なく、当事者が自由に決定できるところである。当事者が指定していないときは、仲裁人の決定によると解される。

③ 仲裁審理

(イ) 仲裁人または審判人は、仲裁手続を合理的に迅速に進めていく義務があり、仲裁人がこの義務に違反するときは、忌避の理由となる（仲裁法18条1項）。

(ロ) 仲裁人または審判人は、上記の義務を果たすために、仲裁手続に関連する問題につき判断を行ない当事者を指揮する権限がある。したがって、仲裁

法は、当事者が仲裁人の命令に服しない場合については、仲裁人の権限を強化している。即ち、当事者の一方が仲裁人または審判人の命令した期限を遵守しない場合、仲裁人、審判人または相手方当事者の申立てにより、裁判所は、当事者一方の欠席のまま仲裁審理を続行する権限を仲裁人または審判人に付与する命令、または、当事者の一方が欠席の場合に裁判所が訴訟を継続すると同様な方法で仲裁審理を継続する権限を仲裁人または審判人に付与する命令を発令することができる（仲裁法28D条1項）。

(ハ)仲裁手続中の非法律問題についての判断は、仲裁人または審判人が、仲裁契約に従い、仲裁契約に規定がない場合は、その裁量により結論を出して仲裁手続を進めていくことになる。

(ニ)仲裁手続中の法律問題については、仲裁人または審判人が適用すべき法または準拠法を基準として結論をだしていくのが原則である。その判断を故意に誤った場合には、仲裁判断の取消原因となる（仲裁法17条）。この原則に対しては、例外的に裁判所による司法審査に服する場合がある。

④ 仲裁手続中の法律問題についての司法審査⁽³¹⁾

(イ)当事者全員が同意するとき、または、仲裁人が同意しており、かつ特定の要件を満たすときには、当事者の申立てにより裁判所が、仲裁手続中の法律問題についての結論を示すことができる（仲裁法28A条）。仲裁人は、裁判所の示した結論に従って、仲裁手続を進めていくことになる。

(ロ)除外契約：仲裁手続に対する司法審査の除外

特定の場合については、当事者間の除外契約により、仲裁手続に対する司法審査を除外することが可能である（仲裁法28B条）。

⑤ 証拠調べ

(イ)証拠法の原則的適用

原則的には、仲裁人も証拠法の規制を受けるが、仲裁契約における当事者の合意により、これを緩和することができるので、訴訟に較べて相当に緩和されるのが通例である。

仲裁人が、証拠調べについての当事者の合意や証拠法に、過失により違反

した場合は、仲裁人の非行とはならないが、故意に違反した場合には、仲裁人の非行となり、仲裁判断の取消原因となる。

(ロ)仲裁人は、当事者または証人に宣誓させた上で証言させる権限を有する(仲裁法13条)とともに、その所持または支配する文書の提出を求める権限を有する(仲裁法付則1(4))。

⑥ 仲裁人の決定方法

仲裁人または審判人が、仲裁手続に関連して判断を行なうべき場合の決定方法については、明文の規定はないが、仲裁判断の決定方法に準ずるものと解される。

⑦ 仲裁人による特定履行命令

当事者が仲裁契約において異なる合意をしていない限り、仲裁人は、土地および土地に関する利益についての契約を除きすべての契約について特定履行を命ずる権限を有する(仲裁法付則1(8))。

⑧ 代理人および補佐人：弁護士による代理

仲裁審理における当事者の代理人または補佐人については、従来、仲裁法上の制約はなく、弁護士はもちろんいかなる者を代理人または補佐人に任命しようと自由であると考えられていた。

しかし、シンガポールにおいて法律業務を業として行なう資格のない者を代理人に任命することはできないとの判断を示した下級審判決(Turner (East Asia) Pte. Ltd. Case, (1988) 2 MLJ 280)もあり、現状は混乱している。

5. 仲裁判断

(1) 韓国

① 仲裁判断の決定

仲裁人の過半数により決定するのが原則であるが、仲裁契約で、これと異なる決定方法(例えば、全員一致)を規定することは可能である。可否同数となったときは、仲裁契約は失効する(仲裁法11条2項, 3項)。

② 仲裁判断の基準

法律を仲裁判断の基準とすることを仲裁人に義務づける明文の規定はないので、仲裁人は、当事者が判断の基準として指定したもの（例えば、契約中の準拠法条項）があれば、これに拘束されるが、仲裁人の裁量により、それ以外に善と衡平を加味して仲裁判断を行なうこともできると解される⁽³²⁾。

③ 方式の要件

仲裁判断には、次の要件が要求される（仲裁法11条3項）。

(イ)主文、理由要旨および作成年月日を記載した書面

(ロ)仲裁人の署名押印

④ 中間仲裁判断と一部仲裁判断

これらを認める明文の規定はないが、当事者が仲裁契約において、これらの仲裁判断を行なう権限を仲裁人に付与していれば、これらの仲裁判断は韓国の仲裁法上有効であるとの見解がある⁽³³⁾。

⑤ 仲裁判断の作成期限

仲裁人は、仲裁契約における約定の期間内、または、手続開始から3カ月以内に仲裁判断を行わなければならない（仲裁法11条5項）。

⑥ 仲裁判断の効力

確定判決と同一の効力を有する（仲裁法12条）。

⑦ 仲裁判断の取消

仲裁判断取消の訴と取消原因は仲裁法13条に、訴の提起期間は仲裁法16条に、管轄裁判所は仲裁法17条に規定している。

(2) 台湾

① 仲裁判断の決定

(イ)明文の規定はないが、仲裁契約において、当事者が合意した決定方法があれば、これによるべきであると考えられる。

(ロ)当事者が合意した決定方法がない場合には、仲裁人の過半数をもって決定することになる（条例18条1項）。

② 仲裁判断の基準

法律を適用しての仲裁判断を仲裁人に義務付ける明文の規定はないので、仲裁契約において当事者が法律による仲裁判断に合意していれば別として、仲裁人の裁量により善と衡平による仲裁判断も可能と考える。

③ 方式の要件

(イ) 仲裁判断書の必要的記載事項 (条例19条2項)

当事者、代理人および通訳の表示、主文、事実、理由、作成年月日および仲裁人の署名

(ロ) 理由の不記載と仲裁人の署名の欠如は、仲裁判断の執行拒否理由ならびに取消原因とされている (条例22条1項2号、23条1項1号)。

④ 仲裁判断の作成期限

(イ) 当事者に対する仲裁手続開始の通知の日から3カ月以内に、必要があつて延長した場合でも6カ月以内に仲裁判断を作成することを仲裁人は義務づけられている (条例12条1項)。

(ロ) 上記の作成期限内に仲裁判断を作成しないと、当事者は、仲裁契約を終結させて、訴訟を提起できることになる (条例12条2項)。

⑤ 仲裁判断の効力

(イ) 当事者間においては、確定判決と同一の効力を有する (条例21条)。

(ロ) 金銭、その代替物または有価証券の一定数量を目的とする仲裁判断と、特定の動産の給付を目的とする仲裁判断の場合、当事者によるその旨の書面の合意があれば、執行判決を得ることなく、強制執行できる (条例21条但書)。当事者によるその旨の書面による合意とは、仲裁契約を指すものか、それとも、別個の特別の書面による合意を必要とするものか疑問が残る。

⑥ 仲裁判断の取消

仲裁判断の取消の訴と取消原因は条例23条に、訴の提起期限は条例24条、仲裁判断が取り消された場合の処理については条例26条に規定するところである。

(3) 香 港

① 方式の要件

仲裁法は、仲裁判断の方式につき何の要件も規定していないので、当事者が自由に定めることができる。

通常の場合、当事者が特に仲裁判断についての指定を行なっていない場合でも、仲裁判断を記載した文書（仲裁判断書）を作成し、仲裁人が署名している。

仲裁判断に理由を付することは仲裁法上の要件とはなっていないので、当事者が理由を必要とするときは、仲裁契約においてその旨を合意しておくことが必要である。

国内用仲裁規則（1条(8)）および国連国際商取引委員会仲裁規則（32条）は、当事者が理由を必要としない旨の合意を行なっていない限り、仲裁判断に理由を付すことを仲裁人に義務づけている。

② 種類：中間仲裁判断と最終仲裁判断

仲裁法は、仲裁に付託された紛争の一部についての仲裁判断である中間仲裁判断 (interim awards) を認めている（仲裁法16条）ので、仲裁に付託された紛争の全部についての仲裁判断である最終仲裁判断 (final awards) と中間仲裁判断の2種類が存在する。いずれも法的効力は変わらず、最終的なものであり当事者を拘束する。

国連国際商取引委員会仲裁規則も、仲裁人に中間仲裁判断を行なう権限を付与している（32条）。

③ 仲裁判断の決定

仲裁契約において当事者が自由に約定できるところであるが、約定しなかった場合には、次の方法を仲裁法は規定している。

(1)当事者が、仲裁契約において各当事者により指名される仲裁人2名と約定している場合には、仲裁人が判断すべき事項につき2名の意見が一致しないときは、直ちに審判人を選任し、審判人の選任により仲裁人はその地位を失い、以後は審判人が単独で判断を行なうことになる（仲裁法10条）。

(ロ)仲裁人3人制の場合には、多数意見による(仲裁法11条)。

(イ)当事者が、仲裁契約において各当事者により指名される仲裁人2名とその仲裁人により選任される議長たる仲裁人を約定している場合には、仲裁人2名の意見が一致するが議長の意見が異なるとすれば、仲裁人2名の一致した意見により、一致しない場合は、議長の意見による(仲裁法11条)。

仲裁法は、仲裁人が4人以上の場合を規定していないが、上記の規定の類推適用となるものと思われる。

④ 仲裁判断の基準

(イ)原則：法に基づく仲裁判断と仲裁判断に対する司法審査⁽³⁴⁾

仲裁人は、仲裁の対象である紛争の基礎をなす法律関係に適用すべき法または準拠法を基準として、仲裁判断を行なわなければならない。

仲裁判断が、当該法律関係に適用すべき法または準拠法に基づいていないと考える当事者は、他の当事者全員の控訴についての同意があるとき、または、裁判所が控訴を許可するときは、裁判所の判断を求めるために、裁判所へ控訴することができ、当該仲裁判断が適用すべき法または準拠法を適用して行なわれたか否かについての司法審査(裁判)が行なわれる(仲裁法23条)。

裁判所が、仲裁人は適用すべき法または準拠法を適用して仲裁判断を行なっていると判断したときは、仲裁判断を認可する。他方、仲裁人は適用すべき法または準拠法を適用して仲裁判断を行っていないと判断した場合には、裁判所は、次の措置のうちいずれかをとることになる。

(a)仲裁判断は仲裁人に差し戻され、仲裁人は裁判所が適用すべきであるとした法または準拠法を適用して仲裁判断をやり直すことになる。

(b)仲裁判断の変更

(c)仲裁判断の取消

(ロ)除外契約：仲裁判断に対する司法審査の除外

特定の場合については、当事者間の除外契約により、仲裁判断に対する司法審査を除外することが可能である(仲裁法23B条)。

(イ)善と衡平による仲裁判断

当事者が、法の適用ではなくて善と衡平により仲裁判断を行なうことに合意しており、かつ、上記の除外契約が存在する場合には、仲裁人が、適用すべき法または準拠法を適用せず、善と衡平によって仲裁判断を行なっても、司法審査は行なわれず、仲裁判断の取消原因の一つである仲裁人の非行も成立しないので、実際的には、善と衡平による仲裁も可能である。

⑤ 仲裁判断の効力

当事者が仲裁契約においてこれと異なる意思を表明していない限り、仲裁判断は、最終的なものであり、当事者を拘束する効力を有する（仲裁法18条）。

⑥ 仲裁判断の執行

仲裁判断は、裁判所の許可を得て判決と同様に執行できる。しかし、相手方当事者が仲裁判断の取消を主張するなど仲裁判断の効力に疑問が提起された場合には、裁判所の許可は行なわれないので、裁判所の判決と同様な手続により執行判決を取得することにより、仲裁判断の執行が行なわれる（仲裁法28条）。執行判決を取得するための訴訟手続において、仲裁判断の取消が争われることになる。

⑦ 仲裁手続中の和解による仲裁判断

仲裁手続中に当事者間に和解が成立し、和解の内容を仲裁判断とするよう当事者が要請する場合には、仲裁法上明文の規定はないが、仲裁人は和解の内容によって仲裁判断を作成することができるが、そうしなければならない義務はないと解されている。

この点につき、国内仲裁用仲裁規則は何も触れていないが、国連国際商取引委員会仲裁規則は、仲裁手続中に当事者間に和解が成立し、和解の内容を仲裁判断とするよう当事者が要請する場合には、仲裁人は和解の内容によって仲裁判断を作成できると規定している（34条）。

⑧ 仲裁判断の取消

次の取消原因があるときは、当該仲裁判断についての執行判決を取得するための訴訟手続において、仲裁判断の取消を争うことに加えて、独立して、管轄裁判所における仲裁判断の取消訴訟が可能である⁽³⁵⁾。

(イ) 仲裁人の非行 (仲裁法25条2項)

(ロ) 仲裁人の行為無能力や仲裁人が仲裁契約に規定する資格要件を欠く場合

(ハ) 仲裁人の権限逸脱

(ニ) 仲裁判断の公序違反

(4) シンガポール

① 方式の要件

(イ) 方式の自由

仲裁法は、仲裁判断の方式につき何の要件も規定していないので、当事者が仲裁契約において自由に定めることができる。当事者が別段の合意をしていなければ、仲裁人の自由である。

通常の場合、当事者が特に仲裁判断についての指定を行なっていない場合でも、仲裁人は、仲裁判断を記載した文書 (仲裁判断書) を作成し、これに署名している。

(ロ) 理由の不要性

仲裁判断に理由を付することは仲裁法上の要件とはなっていないので、当事者が仲裁判断書に理由を必要とすることに合意していない場合には、仲裁人は、仲裁判断書には理由を記載せず、仲裁判断書を構成しない別紙に理由を記載して当事者に交付するのが通例である。したがって、当事者が仲裁判断書の中に理由の記載を希望するときは、仲裁契約においてその旨を合意しておくことが必要である。

裁判所は、特定の場合に、仲裁判断に理由を付すことを仲裁人に命ずることができる (仲裁法28条5項)。

② 種類：中間仲裁判断と最終仲裁判断

仲裁人は、仲裁に付託された紛争の一部についての仲裁判断である中間仲裁判断 (interim awards) を行なう権限を付与されているので (仲裁法付則1(9)), 仲裁に付託された紛争の全部についての仲裁判断である最終仲裁判断 (final awards) と中間仲裁判断の2種類が存在する。

③ 仲裁判断の決定

単独仲裁人である場合には、決定方法につき問題を生ずる余地はない。しかし、複数仲裁人の場合には、仲裁契約において当事者が自由に約定できるところであるが、約定しなかったときには、次の方法を仲裁法は規定している。

(イ)当事者が、仲裁契約において各当事者により指名される仲裁人2名と約定している場合には、仲裁人が判断すべき事項につき2名の意見が一致しないときは、直ちに審判人を選任し、審判人の選任により仲裁人はその地位を失い、以後は審判人が単独で判断を行なうことになる(仲裁法付則1(2)(3))。

(ロ)仲裁人3人制の場合には、多数意見による(仲裁法10条)。

(ハ)仲裁法は、仲裁人が4人以上の場合を規定していないが、上記の規定の類推適用となるものと思われる。

④ 仲裁判断の基準

(イ)原則：法に基づく仲裁判断と仲裁判断に対する司法審査⁽³⁶⁾

仲裁人は、仲裁の対象である紛争の基礎をなす法律関係に適用すべき法または準拠法を基準として、仲裁判断を行なわなければならない。

仲裁判断が、当該法律関係に適用すべき法または準拠法に基づいていないと考える当事者は、他の当事者全員の控訴についての同意があるとき、または、裁判所が控訴を許可するときは、裁判所の判断を求めるために、裁判所へ控訴することができ、当該仲裁判断が適用すべき法または準拠法を適用して行なわれたか否かについての司法審査(裁判)が行なわれる(仲裁法28条)。

裁判所が、仲裁人は適用すべき法または準拠法を適用して仲裁判断を行なっていると判断したときは、仲裁判断を認可する。他方、仲裁人は適用すべき法または準拠法を適用して仲裁判断を行っていないと判断した場合には裁判所は、次の措置のうちいずれかをとることになる。

(a)仲裁判断は仲裁人に差し戻され、仲裁人は裁判所が適用すべきであるとされた法または準拠法を適用して仲裁判断をやり直すことになる(仲裁法

28条2項)。

(b) 仲裁判断の変更

(c) 仲裁判断の取消

(ロ) 除外契約：仲裁判断に対する司法審査の除外

特定の場合については、当事者間の除外契約により、仲裁判断に対する司法審査を除外することが可能である（仲裁法28B条）。

⑤ 仲裁判断の効力

最終仲裁判断と中間仲裁判断とは、いずれも法的効力は変わらず、最終的なもので当事者を拘束する（仲裁法付則1(6)、2条）。

⑥ 仲裁判断の執行

仲裁判断は、裁判所または裁判官の許可を得て、判決と同様に執行することができる（仲裁法20条）。

⑦ 仲裁判断に対する司法審査

(イ) 理由が付された仲裁判断の執行許可の場合

仲裁判断の執行のために、裁判所または裁判官の許可が求められる場合に、仲裁判断に理由が付されているときは、裁判所または裁判官は、その内容が適用すべき法を正しく適用して判断が行なわれているかを審査して、問題がなければ執行を許可し、問題があれば、仲裁人に仲裁判断を差し戻して仲裁判断のやり直しを命ずることができる（仲裁法16条）。仲裁人は、この司法審査を好まず回避するために、当事者から要求されない限り、仲裁判断に理由を付さないことになる⁽³⁷⁾。

上記の司法審査に際して、裁判所または裁判官が、仲裁人に非行があるか仲裁手続を誤っていると判断した場合には、仲裁判断を取り消すことになる（仲裁法17条）。

(ロ) 仲裁判断についての控訴の場合

仲裁判断が、当該法律関係に適用すべき法または準拠法に基づいていないと考える当事者は、他の当事者全員の控訴についての同意があるとき、または、裁判所が控訴を許可するときは、裁判所の判断を求めるために、裁判所

へ控訴することができ、当該仲裁判断が適用すべき法または準拠法を適用して行なわれたか否かについての司法審査（裁判）が行なわれる（仲裁法28条）。

裁判所が、仲裁人は適用すべき法または準拠法を適用して仲裁判断を行なっていると判断したときは、仲裁判断の執行を許可する。他方、仲裁人は適用すべき法または準拠法を適用して仲裁判断を行っていないと判断した場合には、仲裁所は、次の措置のうちいずれかをとることになる（仲裁法28条2項）。

(a) 仲裁判断は仲裁人に差し戻され、仲裁人は裁判所が適用すべきであった法または準拠法を適用して仲裁判断をやり直すことになる。

(b) 仲裁判断の変更

(c) 仲裁判断の取消

(i) 除外契約：仲裁判断に対する司法審査の除外

特定の場合については、当事者間の除外契約により、仲裁判断に対する司法審査を除外することが可能である（仲裁法28B条）。

⑧ 仲裁手続中の和解による仲裁判断

仲裁手続中に当事者間に和解が成立し、和解の内容を仲裁判断とするよう当事者が要請する場合には、仲裁法上明文の規定はないが、仲裁人は和解の内容によって仲裁判断を作成することができるが、そうしなければならない義務はないと解されている。

⑨ 仲裁判断の取消

次の理由がある場合には、裁判所は仲裁判断を取消することができる（仲裁法17条2項）。

(i) 仲裁人または審判人に非行ある場合

(ii) 仲裁人または審判人が仲裁手続を誤った場合

(iii) 仲裁判断が不正の手段により得られた場合

⑩ 仲裁人への報酬

仲裁契約において仲裁人への報酬額またはその計算方法を規定している場合には、仲裁判断書を必要とする当事者は、その報酬と引換に仲裁判断書を

仲裁人から取得する。

仲裁契約中に仲裁人の報酬についての規定がない場合には、仲裁人の決定による。しかし、仲裁人の決定した報酬額に不満な当事者は、仲裁人の決定した報酬額をいったん裁判所へ供託し、仲裁判断書を取得することができる。裁判所は、仲裁人への報酬額を審査し、妥当と判断した金額を仲裁人に支払い、残額が出れば供託した当事者に返還する（仲裁法32条）。

6. 外国仲裁判断の承認または執行

(1) 韓 国

ニューヨーク条約や通商航海条約などの二国間条約の対象となる外国仲裁判断は、それぞれの関連する条約の適用により承認または執行が可能である。

ニューヨーク条約やその他の条約の対象とならない外国仲裁判断については、その承認または執行に関する明文の規定を欠いているが、外国判決に準じて、外国判決の承認または執行についての民訴法 203 条などの規定が準用されると解されている⁽³⁸⁾。

(2) 台 湾

(イ)台湾は、仲裁に関する多国間条約には加入していないので、外国仲裁判断の承認および執行は、すべて条例の規定による。

(ロ)中華民国以外の領域で作成された外国仲裁判断は、承認手続を経た上で執行手続を行なう必要がある（条例30条）。

(ハ)承認手続は条例31条に、承認拒否事由は条例32、33条に、執行手続は条例34条にそれぞれ規定するところである⁽³⁹⁾。

(3) 香 港

(イ)ジュネーブ条約の対象となる外国仲裁判断（仲裁法 35 条）およびニューヨーク条約の対象となる外国仲裁判断（仲裁法41条）は、その成立と同時に、

自動的に香港におけるその効力を承認される（仲裁法36条2項、42条2項）。

また、それぞれ、内国仲裁判断と同様に、裁判所の許可または執行判決を取得することにより、香港において執行可能となる（仲裁法36条1項、42条1項）。

(ロ)その他の外国仲裁判断については、その承認または執行を香港において求めることはできず、仲裁契約への違反を理由とする損害賠償請求訴訟を提起するという方法をとらざるを得ないことになる⁽⁴⁰⁾。

(4) シンガポール

(イ) ニューヨーク条約の対象となる外国仲裁判断は、外国仲裁判断法5条により、その承認および執行が認められている。

(ロ)ジュネーブ条約の対象となる外国仲裁判断については、シンガポールは、ジュネーブ議定書ならびジュネーブ条約を批准していないので、次のその他の外国仲裁判断と同様な取扱いとなる。

(ハ)その他の外国仲裁判断においては、英連邦諸国で作成された仲裁判断については、連邦判決相互執行法 (Reciprocal Enforcement of Commonwealth Judgment Act) により外国判決と同様な手続により承認および執行が可能である。英連邦諸国外で作成された仲裁判断については、コモンローにおける外国仲裁判断の執行判決手続により執行可能である (Minoutsi Shipping Corp. v. Trans Continental Shipping Services (Pte) Ltd. (1971) 2, *Malayan Law Journal* 5)。

III 各国商事仲裁の特色

1. 韓国

(1) 商事仲裁の定義

韓国は、ニューヨーク条約の批准に際して商事留保を行なっているため、商事とは何かを明確にする必要があり、商行為により生じる法律関係に関する仲裁が商事仲裁と定義されている（仲裁法4条3項）。何をもちて商行為とするのか、国内紛争であれば商法45、46条の規定によることになるし⁽⁴¹⁾、ニューヨーク条約との関係では国内法による商事が問題であるから、同様に解すれば足りる。しかし、渉外的要素を含む国際取引紛争については、当該取引の準拠法が韓国法でない場合には、その準拠法によるのか韓国法によるのか問題となるところである。

(2) 商事仲裁の現状：大韓商事仲裁院による仲裁が主体

商事仲裁は、常設仲裁機関による場合と、アドホック仲裁の場合とがあるが、正確な統計はないものの、アドホック仲裁は多くなく、商事仲裁の主体をなしているのは、大韓商事仲裁院による商事仲裁である。

① 常設仲裁機関による商事仲裁

常設仲裁機関による場合、どの仲裁機関を選択するかは、外国の常設仲裁機関を含め当事者の自由であるが、韓国における常設仲裁機関としては、次に述べる大韓商事仲裁院のみであるので、常設仲裁機関による場合は、大韓商事仲裁院によることになる。

② アドホック仲裁による商事仲裁

韓国におけるアドホック仲裁による商事仲裁は、仲裁法ならびに当事者の約定の内容および当事者が指定した仲裁規則によって行なわれる。

しかし、場合によっては仲裁法4条3項や7条3項により、仲裁人の選任や仲裁手続については、大韓商事仲裁院商事仲裁規則の適用があることになる。

(3) 大韓商事仲裁院：商事仲裁のための常設仲裁機関

この組織は、1966年に大韓商工会議所の付属機関である大韓国際商事仲裁委員会 (International Commercial Arbitration Committee of Korea) として設

立されたが、70年3月に独立した社団法人である大韓商事仲裁協会 (Korean Commercial Arbitration Association) に改組され、さらに、80年8月に大韓商事仲裁院 (Korean Commercial Arbitration Board) に改組されて今日に至っている。

大韓商事仲裁院は、常設仲裁機関として委託された商事仲裁案件の管理業務を行なうばかりでなく、管理業務は委託しないが仲裁人選任業務だけを委託する者の要求にも応える仲裁人選任機関としての業務をも行なっている⁽⁴²⁾。

大韓商事仲裁院は、社団法人ではあるが、貿易去来法 (貿易取引法) により、貿易クレームに対する責任を回避しようとする韓国当事者に対する調査権限および正当な理由なく仲裁に応じない韓国当事者ならびに仲裁判断を任意に履行しない韓国当事者に対する制裁権限が与えられた準公的機関でもある。また、商事紛争の解決を通じて韓国企業の国際的信用を高め、韓国の貿易取引の発展に寄与するという準公的役割を担っているため、韓国政府の強力な支援を受けており、その予算の85%は政府からの補助金であり、韓国政府財政部は、韓国当事者と外国当事者との合弁契約の認可に際し、大韓商事仲裁院の仲裁を定めた仲裁条項を挿入することを要求する傾向があると指摘されている⁽⁴³⁾。

(4) 大韓商事仲裁院の商事仲裁規則

仲裁法には、商事仲裁に関連して、例えば、4条3項や7条3項に、商工部長官が指定する社団法人の商事仲裁規則によるとの規定があるが、この場合の社団法人とは、大韓商事仲裁院を指す。

したがって、大韓商事仲裁院の商事仲裁規則は、商事仲裁については、仲裁法に次いで、それを補充するものとして重要な地位を占めている。他の国における常設仲裁機関の仲裁規則と比較して特徴的なのは、他の国の常設仲裁機関の仲裁規則が、その常設仲裁機関における仲裁について適用ある仲裁規則であるのが原則であるのに対して、大韓商事仲裁院の仲裁規則の場合、

単に大韓商事仲裁院における仲裁に適用ある仲裁規則であるばかりでなく、大韓商事仲裁院で実施されない仲裁であっても、また、アドホック仲裁であっても、それが商事仲裁であるならば、仲裁法の規定により大韓商事仲裁院の商事仲裁規則が適用される余地がある。このように、大韓商事仲裁院の商事仲裁規則は、法律ではないが、仲裁法の一部をなす機能を果たしていることが特徴である。

この商事仲裁規則は、アメリカ仲裁協会の商事仲裁規則をモデルとして作成されているので⁽⁴⁴⁾、当然のことながら多くの点において、アメリカ仲裁協会商事仲裁規則に類似している⁽⁴⁵⁾。

(5) 大韓商事仲裁院による商事仲裁

商事仲裁も仲裁法の規制の対象であるが、商事仲裁でない仲裁と比較して、次のような点において異なる取扱いを受けている。

① 適用すべき仲裁規則

当事者の指定した仲裁規則があれば、その仲裁規則による（仲裁法7条1項）。

当事者による指定がない場合には、大韓商事仲裁院の商事仲裁規則（1983年5月11日大法院の変更承認を受けたものが現行規則である。以下規則と略）によることとなる（仲裁法7条3項）。

② 仲裁人の選任

当事者が指定した選任方法により指定した人数の仲裁人を選任することができる（仲裁法4条1項）。

当事者による指定がない場合ならびに当事者の意思が明確でない場合には、規則によるものと推定されることになる（仲裁法4条3項、規則8条2項）。

規則による場合には、大韓商事仲裁院の仲裁人名簿に基づいて事務局が選択した仲裁人候補者簿の中から当事者が仲裁人を選任するのが原則であるが、両当事者の意見が一致しないときは、事務局が選任することになる（規則20条）。この場合には、仲裁人の人数は3人となる（規則23条）。

③ 仲裁人の資格

仲裁法5条に規定する欠格事由のほか、商事仲裁の仲裁人には、次の要件が付加される。即ち、選任された当時韓国内に居住していること、ただし、当事者の合意があれば、韓国内に居住していなくてもよい（規則18条2項）。

事務局が仲裁人を選任する場合に、当事者の一方が外国人または外国法人であって、いずれか一方の当事者が要求するときは、単独仲裁人または議長となる仲裁人は、第三人でなければならない（規則22条）。

④ 仲裁人の告知義務

単独仲裁人または議長となる仲裁人（主任仲裁人）は、選任の通知を受けた後、偏頗の推定を起させるおそれのある事情または公平な仲裁人として不適格となるおそれのある事情を事務局に告知する義務がある（規則25条1項）。

⑤ 仲裁人の権限

仲裁法においては、仲裁人の権限として規定されているわけではないが、商事仲裁の場合には、仲裁人は、仲裁契約の範囲内において契約の特定履行のみならず、公正にして正当な賠償、その他の救済を命じることができる（規則51条1則）。

⑥ 仲裁地の決定

当事者間に仲裁地についての約定がないか、仲裁の申立てが提出された日から14日以内に、仲裁地が決定しないときは、事務局が決定する（規則16条）。

⑦ 仲裁手続

商事仲裁以外の仲裁の場合、仲裁手続につき当事者の合意のない事項については、仲裁法の定めるところがあればそれによるが、仲裁法の定めもないときには、仲裁人の判断による（仲裁法7条2項）。しかし、商事仲裁については、当事者の合意がないとき、または、当事者の合意が明確でないときには、規則によるとの推定が行なわれる（仲裁法7条3項）。

⑧ 審問によらない審理（書面審理）の許容

仲裁審理は、当事者の審問によるのが原則であるが、商事仲裁の場合、当事者が書面審理によることを書面により合意したときには認められる（仲裁

法8条1項, 13条2項)。したがって, 当該紛争の内容によって商事仲裁に該当する場合であれば, 書面審理による仲裁という簡便な仲裁手続を選択できる余地がある(規則44条)。

⑨ 仲裁手続過程における和解

仲裁手続の過程において, 当事者間に和解が成立した場合の取扱については, 仲裁法には明文の規定はないが, 商事仲裁の場合には, 「当事者の要求により, 仲裁人は, 合意した和解条項を仲裁判断として記載することができる」と明確に規定している(規則52条)。

⑩ 仲裁判断の自主的履行の政府による促進措置

商事仲裁の仲裁判断については, 当事者による自主的履行を促進するために, 当事者が仲裁判断を自主的に履行しないときは, 大韓商事仲裁院は, 政府に対して, 行政上の必要な措置を建議できると規定している(61条)⁽⁴⁶⁾。

大韓商事仲裁院にはこうした権限があるため, 大韓商事仲裁院による商事仲裁の仲裁判断については, 当事者特に韓国側当事者により自主的に履行されることが多いといわれる。

2. 台湾

(1) 商事仲裁の現状

商事仲裁が, アドホック仲裁と常設仲裁機関による仲裁とに分かれることは, 他国の場合と同様であるが, 正確な統計はないものの, アドホック仲裁は極めて少なく, 商事仲裁の主体は, 常設仲裁機関による仲裁である。

常設仲裁機関の選択は, 当事者の自由にできるところであるが, 台湾における常設仲裁機関としては, 中華民国商務仲裁協会があり, 常設仲裁機関による商事仲裁は大部分がこれによっているが, 最近の受理件数は, 年間10件前後のようである。

(2) 中華民国商務仲裁協会

1954年に設立されたこの組織は、商務仲裁条例29条に基づき、内閣（行政院）の審査をへ最高裁判所（司法院）の同意を得て設立された準公的機関であり、本部を台北市に、各県や市にも支部を有する全国組織である⁽⁴⁷⁾。

条例5条により、仲裁人名簿を整備し、仲裁管理業務を行なうことを任務としている。現時点では、貿易取引紛争についての調停規則（調解涉外貿易紛糾程序）を1988年6月に制定し、仲裁規則（仲裁程序実施弁法）を89年6月に制定している⁽⁴⁸⁾。現在のところは、仲裁の普及のための広報誌「商務仲裁」の発行や仲裁研究会の開催などの広報活動が中心のようである。

(3) 商務仲裁協会による商事仲裁

同協会における商事仲裁は、先に概説した商務仲裁条例および仲裁規則によって実施されているわけであるが、特記すべきものはない。

(4) 經濟部国際貿易局による和解の斡旋

現在までのところ、商務仲裁協会が、国際商事紛争の解決につき果たしている役割は、必ずしも大きくなく、それに対して、行政機関である經濟部国際貿易局による和解の斡旋が、大きな役割を果たしているとの指摘がある⁽⁴⁹⁾。

3. 香 港

(1) 概 況

香港における商事仲裁は、常設仲裁機関による場合と、常設仲裁機関によらない場合（アドホック仲裁）とがある。香湾におけるアドホック仲裁による商事仲裁については、正確な統計はないが極めて低調であると推測されている⁽⁵⁰⁾。

香港において常設仲裁機関による仲裁を実施する場合、世界の各地に存在する常設仲裁機関のいずれを採用するかは、当事者の自由である。

香港における常設仲裁機関としては、1928年の香港商業会議所の設立以来、同商業会議所が活動してきたが、85年に香港国際仲裁センターが設立されると、その仲裁活動は同センターに吸収され、現在では、香港における常設仲裁機関は香港国際仲裁センターのみである⁽⁵¹⁾。

(2) 香港国際仲裁センター (Hong Kong International Arbitration Centre)⁽⁵²⁾。

① 構成

非営利の一種の財団として、香港の大企業と主要法律事務所が中心となり、香港政庁の支援をえて設立したものである。その運営は、評議会 (Council) により行なわれるが、香港の財界や法曹界からばかりでなく、国際的にも広い範囲から、評議員を選任している。

② 業務の範囲

従来の香港商業会議所による仲裁業務をも吸収したことから、国際仲裁案件ばかりで香港内仲裁案件も取り扱っている。

常設仲裁機関として委託された仲裁案件の管理業務を行なうばかりでなく、管理業務は委託しないが仲裁人選任業務だけを委託する者の要求にも応える仲裁人選任機関としての業務を行なっている。香港居住者からばかりでなく、香港外居住者からも広く適任者を選考して仲裁人候補者名簿を整備し、この名簿の中から当該案件に適当な仲裁人を選任している。

③ 仲裁規則

このセンター独自の仲裁規則としては、国内仲裁用仲裁規則 (Rules for Domestic Arbitrations) を制定している⁽⁵³⁾。

この仲裁規則は、国際仲裁案件には適用されず (規則1条(a))、国際仲裁案件に適用する独自の仲裁規則は制定しておらず、国際連合国際商取引委員会仲裁規則 (UNCITRAL, Arbitration Rules) を適用することとしている⁽⁵⁴⁾。

4. シンガポール

(1) シンガポール仲裁人協会 (Singapore Institute of Arbitrators)

この組織は、1981年1月に設立されているが、88年現在において、その事務所や専従職員もなく、どの程度具体的な活動を行なっているのか不明確である。

同協会の設立目的は、仲裁人候補者名簿を整備し、当事者より依頼を受けて仲裁人を指名する仲裁人選任機関として機能することであり、仲裁案件の管理業務を実施する常設仲裁機関となることを目的としていない。

(2) シンガポール仲裁センター (Singapore Arbitration Centre)

シンガポールにおける常設仲裁機関として設立する計画のあることは報道されていたところであるが、1989年2月末現在で、その設立は確認できなかった。

(3) 商事仲裁の現状

シンガポールには現状において常設仲裁機関は存在しないので、他国の常設仲裁機関に仲裁案件を委託して、仲裁審理はシンガポールにて実施することは可能であるが、実際的でない。したがって、シンガポールでは常設仲裁機関による仲裁はほとんど行なわれていないとみられる。

アドホック仲裁については、建設工事紛争や海事紛争を対象にして、ある程度実施されていることは、これらの仲裁に関連する法律問題についての訴訟が判決となって公表されているところから、窺えるところであるが、詳細は文献や資料がなく把握できない。

おわりに

以上、検討を加えた各国の商事仲裁に共通していえることは、各国の経済活動やその活況の著しい国際取引活動に比較して、商事仲裁とりわけ国際商事仲裁が低調であるということである。国際取引の活況は、必然的に国際取引紛争の増加を伴うことは避けられないところであるが、この国際取引紛争の増加が各国の国際商事仲裁の活況につながっていないようである。

一方、英米両国の最近の国際取引関連判例を継続的に観察して分かることは、英米における仲裁に関連して訴訟が提起された事件に台湾や韓国の当事者が登場することが増加しているということである。このことは、台湾や韓国の当事者が関連する国際取引紛争の多数が、両国内でなくて、取引の相手の国である、または、当事者双方にとり第三国である英米両国において仲裁により解決されているのではないかとの推測を可能にする。日本については、この推測が間違いのないところであるが、アジア NIEs 諸国についても、同様なことが成立しているように思われる。

いずれの国においても、商事仲裁特に国際商事仲裁による国際取引紛争の処理が国際取引の促進のために必要であることは有識者の認識しているところである。ただ、国際商事仲裁の推進の方法が、韓国や台湾では、官庁主導であり、台湾やシンガポールでは官庁の影響はそれほどではなく、弁護士を中心とする法曹関係者主導という点に差異がみられる。大陸法系国と英米法系国における法曹の影響力や国際取引に対する関心の差異ということであろうか。また、歴史的には、西欧の商人社会において、商人による自主的な紛争処理制度として発達してきた仲裁制度が、官庁主導による育成策で成功するものか今後の成行きを見守りたい。

韓国、台湾、香港については、商事仲裁とともに調停による商事紛争の解決にも重点がおかれ、調停によって成立した和解の内容に対しても、仲裁判

断と同様な法的効力を付与して、当事者協調型の紛争処理方法である調停と当事者対決型の紛争処理方法である仲裁との共存共栄をはかっている点が注目された。ただ、中国系住民が多いシンガポールにおいて、調停への配慮が香港ほどには見られないのはなぜか疑問である。

各国の仲裁法制を検討していえることは、法制の整備は一応の水準に達しているということである。しかし、商事仲裁が経済活動の活況にもかかわらず、それほど活況を呈していない。その原因は、適格な仲裁人の確保が簡単ではなく、国内問題であれば裁判所の方が信頼性が高いということになり、国際問題であれば伝統ある国際仲裁センターを利用した方が信頼性が高いということであると思われる。有能かつ適格な仲裁人をどうして確保していくか、養成するためにはどのような養成方策が可能か、各国に共通した今後の課題のようである。

香港、シンガポールについては公用語も英語であり、文献や判例も英文であるので、あまり大きな間違いはしていないと思うが、韓国と台湾、特に韓国については、専ら英文の文献資料に依存せざるをえなかったため、大小さまざまな間違いをしていないか、はなはだ心配である。読者の叱正と筆者の今後の研究により是正していきたいと考えている。

注(1) The Law Reform Commission of Hong Kong, Report on Commercial Arbitration (Topic 1), 1981.

(2) 香港における仲裁法の発展の背景については、Thomas M., "Background to Arbitration in Hong Kong," *Arbitration* 241, Vol. 51, 1985.

(3) 日本語訳については、「仲裁法規集2」, 国際商事仲裁協会, I-67ページ。

(4) Kang, Seok Jeon, "Non-judicial Dispute Resolution Procedures in the Republic of Korea, with an emphasis on Arbitration," *The Korean Journal of Comparative Law*, Vol. 14, 1986, p. 32.

(5) 日本語訳については、山田一, 青木勢津, 青木清『韓国家族法入門』, 有斐閣, 1986年, 24ページ。

(6) 原文ならびに日本語訳については、前掲「仲裁法規集2」, I-287ページ。

(7) 仲裁法と改正仲裁法の原文は、前掲「仲裁法規集2」, I-345ページ: 仲裁法に改正仲裁法による改正箇所を織り込んだものについては、Creig R.T. &

- Kaplan N., "Hong Kong: Annex I," Sanders P. ed, *International Handbook on Commercial Arbitration*, オランダ, Kluwer.
- (8) 岩崎一生「国際取引と主権免除（国家免除）の原則」（『海事法研究会誌』36号, 1980年）, 8ページ。
- (9) UNCITRAL 仲裁規則については、内外の文献が多数あるが、代表的な国内文献としては、次のものがある。高桑昭「国際連合の仲裁規則及び模範法」（小島武司, 高桑昭編『注解 仲裁法』, 青林書院, 1988年）, 879ページ。
- (10) 原文については、前掲「仲裁法規集2」, I-185ページ。
- (11) 原文については、前掲「仲裁法規集2」, I-199ページ。
- (12) 日本語訳文については、前掲「仲裁法規集2」, I-175ページ。
- (13) Kim, Kwang Young, *Arbitration Practice in Korea*, Seoul, The Korean Commercial Arbitration Board, 1987, pp. 7~8.
- (14) *Ibid.*, p. 4.
- (15) Kang, 前掲論文, p. 38.
- (16) 道垣内正人『台湾』（前掲『注解 仲裁法』）, 625ページ。
- (17) Creig, 前掲論文, p. 3.
- (18) 同上。
- (19) 規則の日本語訳については、前掲「仲裁法規集2」, II-89ページ。
- (20) この協会に該当するものとして、中華民国商務仲裁協会がある。
- (21) Creig, 前掲論文, p. 9.
- (22) 大韓商事仲裁院が締結している商事仲裁協定の現況については、Kim, *op. cit.*, Notes (11).
- (23) 後出「仲裁判断の決定」参照。
- (24) Kaplan Neil, "Modern Commercial Arbitration," *Arbitration*, Vol. 53, 1987, p. 226.
- (25) Creig, 前掲論文, p. 16.
- (26) 岩崎「英国1979年仲裁法概説」（『愛媛大学法文学部論集』13号, 1980年）41ページ。
- (27) Creig, 前掲論文, p. 16.
- (28) *Ibid.*
- (29) *Ibid.*, p. 17.
- (30) 仲裁法6B条の適用例としては、In the Matter of Arbitration between Shui On Construction Co., Ltd. and Moon Yik Co., Ltd., et al., and between Schlindler Lifts (Hong Kong) Ltd. and Shui On Construction Co., Ltd., Supreme Ct. of Hong Kong, Docket 1985 No. MP 2114, Judgment dated 12 September 1986 (Rhind J.)
- (31) 岩崎, 前掲論文。

- (32) Kim, *op. cit.*, p. 21.
- (33) Kang, 前掲論文, p. 44.
- (34) 岩崎, 前掲論文。
- (35) Creig, 前掲論文, p. 24.
- (36) 岩崎, 前掲論文。
- (37) 「方式の要件」参照。
- (38) Kim, *op. cit.*, p. 28.
- (39) ニューヨーク条約による場合との比較については, 道垣内, 前掲論文, 643ページ参照。
- (40) Creig, 前掲論文, p. 26.
- (41) Kim, *op. cit.*, p. 2.
- (42) 所在地および電話: C.P.O. Box 681, Korea World Trade Center Building, 10-1, 2-ka, Hoehyun-Dong, Chung-ku, Seoul, Korea; Tel. 778-2631/5
- (43) 道垣内正人「大韓民国」(小島武司, 高桑昭編『注解 仲裁法』, 青林書院, 1988年), 647ページ。
- (44) Byoung Kook Min, "Practical Observations on Transnational Commercial Arbitration in Korea," *The Korean Journal of Comparative Law*, Vol. 14, 1986, p. 3.
- (45) アメリカ仲裁協会商事仲裁規則については, 岩崎一生「アメリカ仲裁協会商事仲裁規則」(前掲書『注解 仲裁法』), 697ページ。
- (46) 行政措置の内容については, Kim, 前掲論文, p. 24.
- (47) 事務所所在地および電話: 台北市復興南路1段390号6楼
電話: (20) 7062352, 7063634。
- (48) 施行日は1989年6月22日である。
- (49) 道垣内正人, 前掲「台湾」, 630ページ。
- (50) 谷本「香港」(前掲書『注解 仲裁法』), 658ページ。
- (51) 香港国際仲裁センターについては, 谷本, 前掲論文, 657ページ。
- (52) 事務所所在地: I Arbuthnot Road, Central, Hong Kong
- (53) 原文については, 同センターより入手可能である。
- (54) 国連国際商取引委員会仲裁規則の原文および訳文については, 前掲「仲裁法規集2」, II-287ページ; 同規則については, 高桑昭「国際連合の仲裁規則及び模範法」(前掲『注解 仲裁法』), 879ページ。

<参照法令>

〔韓国〕

- (1) 仲裁法 (1966年法律1767号, 改正1973年法律2537号)
- (2) 労働紛争斡旋法 (1981年法律342号)

- (3) 公害紛争調停法 (1971年法律2303号)
- (4) ニューヨーク条約
- (5) 国家と他の国家の国民との間の投資紛争の解決に関する条約 (ICSID 条約)
- (6) 韓米友好通商航海条約
- (7) 涉外私法 (1962年1月15日 施行法律966号)
〔台湾〕
- (1) 商務仲裁法条例 (1961年公布, 1982, 1986年改正)
〔香港〕
- (1) 1963年香港仲裁法 (Hong Kong Arbitration Act (Ordinance) 1963, Chapter 341 Laws of Hong Kong : 略称 Arbitraion Ordinance)
- (2) 香港改正仲裁法 (Hong Kong Arbitration (Amendment) Act (Ordinance) ; 略称 Arbitration (Amendment) Ordinance)
- (3) イギリス1978年国家免除法 (State Immunity Act 1978) State Immunity (Overseas Territories) Order 1979
- (4) 1923年ジュネーブ議定書 (仲裁法第1付則)
- (5) 1927年ジュネーブ条約 (仲裁法第2付則)
- (6) ニューヨーク条約 (仲裁法第3付則)
- (7) 判例法
イギリスの仲裁法に関する貴族院 (House of Lords) 判決
同 枢密院司法委員会 (Privy Council) 判決
- (8) 香港国際仲裁センター
国内仲裁用仲裁規則 (Rules for Domestic Arbitrations)
- (9) 国際連合国際商取引委員会仲裁規則 (UNCITRAL Arbitration Rules)
〔シンガポール〕
- (1) 1953年仲裁法 (Arbitration Act Chapter 16. Singapore Statutes, 1970 Revised Edition)
- (2) 1980年改正仲裁法 (Arbitration (Amendment) Act, 1980 (No. 2 of 1980))
- (3) 国際投資紛争仲裁法 (Arbitration (International Investment Disputes) Act (Chapter 17, Singapore Statutes, 1970 Revised Edition))
- (4) 外国仲裁判断法 (Arbitration (Foreign Wards) Act 1986)
- (5) 最高裁判所規則69 ; 仲裁手続 (Rules of the Supreme Court, Order 69, Titled "Arbitration Proceedings")
- (6) Industrial Relations Act (Chapter 124, Singapore Statutes, 1970 Revised Edition)
- (7) イギリス Privy Council (枢密院司法委員会) 判決

＜参考文献＞

〔韓国〕

- (1) Kang Seok Jeon, "Non-judicial Dispute Resolution Procedures in the Republic of Korea, with an emphasis on Arbitration," *The Korean Journal of Comparative Law*, Vol. 14, 1986, p. 13.
- (2) Kim, Kwang Young, *Arbitration Practice in Korea*, The Korean Commercial Arbitration Board 1987.
- (3) 道垣内正人「大韓民国」(小島武司, 高桑昭編『注解 仲裁法』, 青林書院, 1988年), 646ページ。
- (4) 『現行韓国六法』, ぎょうせい。

〔台湾〕

- (1) 道垣内正人「台湾」(前掲『注解 仲裁法』), 625ページ。
- (2) 商務仲裁論著索編 第1冊, 第2冊, 中華民國商務仲裁協會, 1988年。
- (3) 中華民國商務仲裁協會編, 商務仲裁法規彙編, 1989年

〔香港〕

- (1) Creig R.T. & Kaplan N., "Hong Kong," Sanders P. ed., *International Handbook on Commercial Arbitration*, オランダ, Kluwer.
- (2) The Law Reform Commission of Hong Kong, *Report on Commercial Arbitration* (Topic 1), 1981.
- (3) Thomas Michael, "Background to Arbitration in Hong Kong," *Arbitration*, Vol. 51 No. 1, 1985, p. 241.
- (4) Kaplan N., "Modern Commercial Arbitration: A Hong Kong viewpoint," *Arbitration*, Vol. 53 No. 4, 1987, p. 225.
- (5) 熊倉恒雄「ホンコンにおける仲裁の新しい動向」(『JCA ジャーナル』第31巻12号, 1984年12月), 13ページ。

〔シンガポール〕

- (1) Kee H.P., Report on Arbitration Law in Singapore.
- 〔各国に共通するもの〕
- (1) 『仲裁法規集2』, 国際商事仲裁協会。